

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	福島型給食推進事業(物価高騰対策(小中学校))	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、市内小、中学校に対し食料費の補助を実施することで、保護者の負担軽減と給食の質・量の継続的確保を図る。 ②各学校等に対する食料費(教職員は除く)の補助 ③ (1)単独給食実施校 i 食料費に対する補助(小学校) 195回×3,922人×97円=74,185千円 ii 食料費に対する補助(中学校) 194回×1,120人×440円=95,604千円 (2)センター受配校 i 食料費に対する補助(小学校) 190回×7,502人×75円=106,904千円 ii 食料費に対する補助(中学校) 191回×4,849人×430円=398,249千円 iii 食料費に対する補助(私立小学校への配食分) 188回×134人×175円=4,409千円 iv 食料費に対する補助(私立中学校への配食分) 192回×49人×180円=1,694千円 ④市内小中学校	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	福島型給食推進事業(国立小学校、国立・県立特別支援学校)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、国立の小学校及び国立・県立の特別支援学校(小学部、中学部)に通う児童・生徒の保護者に対し給食費の補助を実施するとともに、各学校に対し食料費の補助を実施することで、保護者の負担軽減と給食の質・量の継続的確保を図る。 ②保護者への支援 ③保護者への支援及び食料費補助 ・附属小学校 615人×175円×177食=19,050千円 ・附属特別支援学校(小学部) 17人×175円×150食=447千円 ・附属特別支援学校(中学部) 13人×180円×150食=351千円 ・大笹生支援学校(中学部) 44人×180円×195食=1,545千円 ④国立の小学校及び国立・県立の特別支援学校(小学部、中学部)に通う児童・生徒の保護者及び各学校	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	福島型給食推進事業(保育所等)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、給食費の補助を実施するとともに、各保育所等に対し食料費の補助を実施することで、保護者の負担軽減と給食の質・量の継続的確保を図る。 ②保護者への支援 ③保護者への支援及び食料費補助 認可保育施設 ・公立及び私立0～2歳児20,646人×1,000円=20,646千円(※人数は延人数) ・私立0～2歳児21,408人×500円=10,704千円(※人数は延人数) ・公立3～5歳児7,584人×1,700円=12,893千円(※人数は延人数) ・私立3～5歳児28,380人×1,700円=48,246千円(※人数は延人数) 〃 4,872人×500円=2,436千円(※人数は延人数) 認可外保育施設 ・0～5歳児3,420人×1,700円=5,814千円(※人数は延人数) ④保育所等に通う児童の保護者及び各保育所等	R8.4	R9.3
4	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 48,216千円 役務(その他)6件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業	R8.4	R9.3